

歯科点数等 Q & A

(医学管理等)

Q 1 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯周病安定期治療（以下、訪問口腔リハ等）を算定している患者であって、歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）もしくは在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）（以下、医管等）の対象となる処置を実施した場合に、訪問口腔リハ等の包括範囲に含まれ個別の算定ができない項目に該当する処置を行った日に、医管等の要件に該当する総合的医療管理を行った場合、これらの管理料を算定できるか。

A 1 訪問口腔リハ等を算定している場合に限り、医管等の要件に該当する患者であって、管理料の対象となる処置を実際に行った場合に算定できます。この場合、レセプトの摘要欄に実際に行った処置の項目を記載します。

※歯科点数表の解釈(2024年6月版、社会保険研究所、以下、青本)p180 疑義解釈 2016.9.1
「歯科」問4